令和８年度

地域ミニデイサービス活動支援補助金

申請の手引き

©ゆりほん娘プロモーション

由利本荘市　長寿生きがい課

「地域ミニデイサービス活動支援補助金」について

地域ミニデイサービス活動は、高齢者をはじめとする地域住民が主体となり、介護予防を目的とした活動です。家に閉じこもりがちな高齢者及び要支援若しくは要介護状態になるおそれのある高齢者に対し社会的孤立感の解消及び快適な自立生活の推進を図り、地域ミニデイサービス活動を通し住民同士のふれあいを通じて利用される方々の生きがいや心の居場所、仲間の輪を広げる拠点となります。

由利本荘市では地域ミニデイサービス活動に対する費用を支援し、地域住民の福祉の向上を図るものです。この事業は、介護保険地域支援事業の「地域介護予防活動支援事業」の補助金を活用しています。

目　次

ページ

１　「ミニデイサービス活動支援補助金」手続きの流れ・・・・・・・・・・１

２　補助金交付要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　対象経費の詳細について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　各手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　事業実施上の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

６　よくある質問Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

【お問い合わせ先、書類提出・郵送先】

◆由利本荘市健康福祉部　長寿生きがい課（由利本荘市瓦谷地１番地　鶴舞会館内）
電話：２４－６３４５

◆北部地域包括支援センター（岩城冨田字根本９－３）
電話：７４－６８８８

◆中央地域包括支援センター（東町１５　文化交流館「カダーレ」内）
電話：７４－６６２９

◆東部包括支援センター（東由利老方字台山３９　社協東由利支所内）
電話：７４－７６７０

◆南部地域包括支援センター（矢島町城内字八森下４８６－１　社協矢島支所内）
電話：４４－８８４１

【書類提出先】

◆各総合支所

１．「地域ミニデイサービス活動支援補助金」手続きの流れ

１．補助金の交付申請

実施計画書の作成

申請書の記入の
ご相談・ご提出は
各地域包括支援センターでも
お受けします！

©ゆりほん娘プロモーション

補助金の交付申請

補助金の交付決定通知

２．事業の実施

町内の方が気軽に参加しやすい場所として、町内会館等で実施。

⬇

・介護予防、生きがいづくりにつながる事業とする。
（体操、ゲーム、歌唱など）

・日中の明るい時間に、**概ね３時間以上**の会としてください。

・年間８回以上の開催をしてください。

各総合支所へ
ご提出いただくことも
可能です！

©ゆりほん娘プロモーション

補助金の請求

３．実績報告・請求

補助金の受領

補助金の交付

長寿生きがい課

2　補助金交付要件

（１）令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで「地域ミニデイサービス事業」を実施する町内会に、次の経費を予算の範囲内で補助します。（千円未満は切り捨てします。）ただし、１町内会当たりの補助上限額は４０万円とします。

①地域協力員に対する謝礼（年間総額の２／３とする）

４時間以上：2,000円　　４時間未満：1,000円

②報償費（上限：年間２万円）

③消耗品費（上限：年間３万円）

©ゆりほん娘プロモーション

（２）初年度に限り、介護予防のための環境整備費を予算の範囲内で補助します。（千円未満は切り捨てします。）ただし、１町内会当たりの補助上限額は１０万円とします。

①備品購入費

②修繕費（軽微な修繕に限る）

③事前の協議により市長が必要と認めたもの

（３）補助金対象となる町内

市内の町、集落又は一定区域ごとに結成された町内会、自治会又はこれに類する団体若しくはその連合組織。

（４）要件

①町内の方が気軽に参加しやすい場所（町内会館等）として、補助事業等計画書（様式第２号）に記載した会場で実施すること。

②継続して実施できること。

③１年度中に月1回程度の年８回をめどに実施すること。

ただし、熱中症警戒アラート発表時や感染症流行時などは無理をしないこと。

・１回あたりの**開設時間は概ね３時間以上**とする。

・　日中の明るい時間帯に開設すること。なお、補助の対象となる活動は１日１回までとする。

④毎回、介護予防や生きがいづくりにつながるような内容を取り入れること。

（体操、脳トレ、ゲーム、歌唱等）

また、誰もが参加しやすいような周知を行うこと。

・町内会の方が目にしやすいお知らせを行う。

・初めての人、ルールのわからない人も参加しやすいよう配慮する。

⑤酒席を伴わないこと。

3　対象経費の詳細について

<table>
<tr><th>経費</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>地域協力員謝礼</td><td>運営協力員への謝礼。
参加人数に対する謝礼の算定は以下のとおりとする。
<table>
<tr><th>参加人数
（協力員を含めない）</th><th>算定できる
協力員の数（上限）</th></tr>
<tr><td>１～　５人</td><td>１人</td></tr>
<tr><td>６～１０人</td><td>２人</td></tr>
<tr><td>１１～１５人</td><td>３人</td></tr>
<tr><td>１６～２０人</td><td>４人</td></tr>
<tr><td>２１～２５人</td><td>５人</td></tr>
<tr><td>２６～３０人</td><td>６人</td></tr>
<tr><td>３１～３５人</td><td>７人</td></tr>
<tr><td>３６～４０人</td><td>８人</td></tr>
<tr><td>４１～４５人</td><td>９人</td></tr>
<tr><td>４６人以上</td><td>１０人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>報償費</td><td>参加者を対象として行う健康づくりや閉じこもり予防に関する講話等の外部講師への謝礼。上限は年間20,000円</td></tr>
<tr><td>消耗品費</td><td>事務用品等の物品購入費、チラシ印刷代、コピー代、作品製作の原材料費等。上限は年間30,000円
※「事務用品等の物品購入費」のうち、プリンター等は1万円未満の価格であれば対象経費可。ただし初年度の環境整備費で購入したものは5年以上経過していること。</td></tr>
<tr><td>環境整備費
（※初年度に限り）</td><td>地域ミニデイサービスで使用する町内会館等への介護予防のための備品購入費および軽微な修繕費
１町内会当たり上限は年間100,000円。
（１）備品購入費
カメラ、プリンター、座椅子、座布団、机、暖房器具、扇風機、冷蔵庫、電子レンジ、IHコンロ、テレビ、DVDデッキ等
（２）修繕費（軽微なもの）
手すりの設置、トイレ修繕（バリアフリー化）、玄関段差解消工事等（※２年目以降も地域ミニデイサービスを実施すること、修繕する会場は過去に市の補助金等で改修されていないこと）</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象外の費用について</td></tr>
<tr><td colspan="2">以下の費用は補助対象外のため、参加費を徴収する等して対応してください。
消耗品費：景品、プレゼント代等
飲食関係費：食材、お菓子・飲み物のほか、紙コップなど飲食に要する物品等
借り上げ料：研修用のバスなど車両借り上げ料、会場借り上げ料
報償費：演芸会（歌謡ショー、マジックショー、ものまねショー等）の演者への謝礼、鑑賞チケット代等</td></tr>
</table>

4　各手続きについて

（１）交付申請　【申請期間：令和８年４月１日（水）～７月３１日（金）】

【提出書類】
①補助金等交付（変更）申請書（様式第１号）
②補助事業等計画書（様式第２号）
③年間計画表（別記様式１　※任意様式可）
④連絡先
⑤通帳（口座番号）の写し（新規申請・変更の町内会のみ）

その他、市長が必要と認める書類を提出してください。

申請者が変更になった場合は速やかに「記載事項変更届」を提出してください。

（２）交付決定
交付申請を受け、市が審査し対象となるときは「交付決定通知書※1」を申請者に送付します。

【提出書類】
① 請求書（概算払い※2による補助金交付希望の場合）（別記様式３）
② 委任状（代表と通帳の口座名義人が異なる場合）（別記様式４）

※1　交付決定通知書は交付金の支払いや交付額を確定するものではありません。
※2　概算払いは、交付決定額の１／２又は４／５です。

（３）変更交付申請
交付決定後、交付申請の内容に変更があった場合に申請してください。
変更がない場合は手続きの必要はありません。

【提出書類】
①補助金等交付（変更）申請書（様式第１号）
②補助事業等計画書（様式第２号）
③地域協力員謝礼に変更がある場合は、別記様式２、消耗品費や報償費に変更がある場合は領収書の写しを添付してください。

（４）変更交付決定
（３）の変更交付申請を受け、市が審査し対象となるときは「補助金等交付決定変更通知書」を申請者に送付します。

（５）実績報告・請求【報告期限：令和９年３月３１日（水）】

【提出書類】

①補助事業等実績報告書（様式第７号）

②実施状況報告書（別記様式２　※同一項目の記載により任意の様式で可）

③領収書（原本）（希望により、地域包括支援センター印を押印し返却可）

※領収書は、支払い内容の確認出来るものを添付してください。（「品代」不可）

その他注意事項は、下記「☆領収書の要件」を確認してください。

④事業を実施した詳細が分かる資料（チラシ・実施状況の写真等）

※その他、市長が必要と認める書類を提出してください。

⑤請求書（別記様式３）

⑥委任状（代表と通帳の口座名義人が異なる場合）（別記様式４）

☆領収書の要件（領収書には下記の項目が必要です。）

A. 金額（訂正不可）

B. 金額の内訳（品名、単価、数量）

C. 領収年月日

D. 宛名（申請している団体名）

E. 領収書の発行者の住所・会社名（または氏名）・捺印

©ゆりほん娘プロモーション

※通信販売での購入の領収書は、上記の項目が明確なものに限ります。

クレジットカード利用明細および金融機関やコンビニエンスストアにてお支払いされた払込票のお客様控えは、上記　領収書の要件を満たさないため領収書としてのご提出はできません。

（６）補助金の交付　【令和９年４月下旬～５月上旬】

指定の口座に交付金が振り込まれます。

5　事業実施上の注意点

（１）地域ミニデイサービスの実際の様子を見学させていただく場合があります。また、他団体の見学等の受け入れも積極的にお願いします。

（２）個人情報保護法の規定等踏まえて、参加者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとして、正当な理由なく知り得た秘密を漏らしてはいけないこととします。

（３）地域ミニデイサービスの運営にかかる経費と他の町内行事に係る経費とを明確にしてください。

【老人クラブが主体となって行う町内については】

・老人クラブ会員以外の参加を呼びかけること

・老人クラブの補助金と会計が重複しないよう、別会計で管理すること

・老人クラブの活動と地域ミニデイサービスの活動をきちんと分けること

（４）補助対象経費（協力員謝礼、講師謝礼等）にかかる支払い領収書や収支がわかる書類については、事業終了後から５年間保存してください。後日、市から書類の掲示を求めることがあります。

よくある質問Ｑ＆Ａ

Ｑ：地域協力員への謝礼を算定する際、参加人数に協力員を含めて良いか？
　　また、年齢に制限はあるか？
Ａ：参加人数に協力員の数を含めることは出来ません。
　　また、**参加人数として計上出来るのは「６５歳以上の方」**となります。
　　６５歳未満の方が参加されても構いません。また地域協力員の年齢は問いません。

Ｑ：講師へ謝礼金ではなくお菓子を購入してお礼として渡したいが、報償費に計上して良いか？その際、領収書はどのようなものを添付すれば良いか？
Ａ：お礼としてお菓子を購入することは可能です。ただし、領収書に「講師へのお礼として」等と謝礼であることが分かるように記載してください。
　　市や県・明治安田生命・秋田ヤクルト販売の講座に謝礼は不要です。

Ｑ：講師へ謝礼金を渡した際、講師より領収書をもらいにくいのだが代用出来るものはないか？
Ａ：支払い証明書を作成し代用可能です。
〈例〉

支払い証明書
支払日：令和〇〇年　〇月　〇日
氏名：　〇〇　〇〇
金額：　５，０００　円
内容：　音楽療法　講師謝礼として
上記のとおり支払いました。　　町内会長　〇〇　〇〇

Ｑ：講師を紹介して欲しい
Ａ：地域包括支援センターにご相談ください。無料講座として市宅配講座、県出前講座、明治安田生命、秋田ヤクルト販売の健康講座・教室等があります。

Ｑ：消耗品として、参加者のお茶菓子代、飲食代を計上して良いか？
Ａ：消耗品に計上することは出来ません。飲食代等は対象外経費ですので参加費をいただいて対応してください。

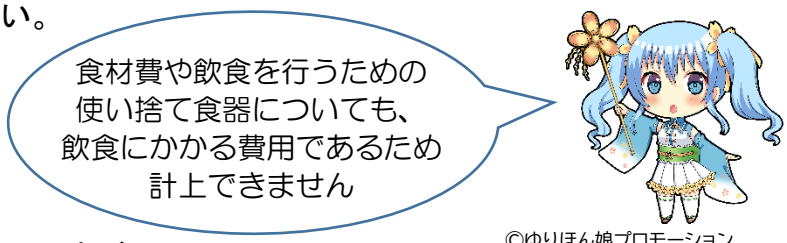

©ゆりほん娘プロモーション

Ｑ：補助金の手続きが面倒なのですが･･･
Ａ：各地域包括支援センター、長寿生きがい課が記入の仕方などお手伝いいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

Ｑ：初年度の環境整備費として、どのようなものを計上出来るのか？
Ａ：地域ミニデイサービスを開催するにあたり、参加者が集まるために必要な備品や、安全に会館を利用するための整備費になります。
備品購入では、座椅子を購入やその他として掃除機やポットの購入があります。
修繕では、廊下やトイレに手すりの取り付け、段差をなくす等の軽微な修繕があげられております。

Ｑ：年８回以上開催しなければいけませんか？
Ａ：介護予防の観点から、由利本荘市高齢者保健福祉計画では地域の高齢者の「通いの場」の条件のひとつを「おおむね月１回以上の活動実績があること」としています。市では無理のない回数として月１回の８回以上をめどに開催をお願いしております。

Ｑ：必ず介護予防の活動をしなければいけないのですか？
町内会館等に集まるだけで介護予防になっているのではないですか？
Ａ：町内会館に集まることで介護予防（社会参加）につながっています。
さらにフレイル予防や認知機能の向上につながるよう、「介護予防活動」として体操、脳トレ、クイズ、歌、将棋、手芸、料理など行っていただくようお願いしています。

Ｑ：途中で計画が変更になった場合はどうしたら良いですか？
Ａ：変更申請が必要になりますので各地域包括支援センターにご相談ください。

Ｑ：ミニデイサービスの事業として敬老会を開催しました。補助金申請して良いでしょうか。
Ａ：①ミニデイサービスにおいては、敬老会に関わらず、祝芸、歌手、折詰め・お酒、（飲食代）、記念品は補助対象外です。
②介護予防のため、みんなで歌を歌う、健康の講話など介護予防の取り組みを行ってください。その場合の講師謝礼などは補助対象です。
③介護予防のため、敬老会の資料作り、手作りでの作品作り（看板制作、飾りつけ）の原材料費などは補助対象となります。
④協力員謝礼については補助対象となります。
⑤敬老事業の補助金など、他の補助金等を活用している行事を開催する場合は、上記のような兼ね合いについては、お気軽にご相談ください。

©ゆりほん娘プロモーション